

議員提出議案第31号

けいれん性発声障害（SD）の周知及び治療環境の整備を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成24年10月18日

提出者

6番	筒井孝尚	7番	秋家聡明
16番	安西俊一	21番	清水忠
23番	佐藤ゆうだい	24番	米山真吾
29番	上村やす子	30番	向江すみえ
31番	三小田准一	32番	中村しんご
34番	牛山正	35番	荒井彰一
37番	倉沢よう次		

葛飾区議会議長 梅沢五十六 殿

けいれん性発声障害（SD）の周知及び治療環境の整備を求める意見書

けいれん性発声障害（SD）とは、発声時に喉の筋肉が過度に緊張するため、声に異常をきたす病気であり、脳の大脳基底核という部分の異常によって起こるジストニアの一種で運動障害と考えられているが、原因は明らかになっていない。主な症状は、喉が締めつけられているような声になる、声が不自然に途切れる、声が震えるなどであり、息漏れ声、かすれ声になるケースもある。

患者の多くが人間関係や仕事上の接客、電話などに負担を強いられ、学生は就職活動などにおいても困難を覚えている。また、この病気の認知度は極めて低く、全国的に適正な診断・治療を行うことのできる医療機関が少ないことから、現在の患者数は約2千人と言われているが、潜在的な患者数は20万人とも推定されている。

一方、現在行われている治療法は、対症療法に限られ、手術のほか、喉の筋肉の緊張を和らげるボツリヌムトキシン注射があるが、注射治療については、現在一部の医療機関でしか実施されていない。また、保険適用外であるため1回約3万円の費用がかかるものの、効果は数カ月しかなく定期的に注射を受ける必要があるため、治療には多額の医療費を要し、通院にかかる宿泊・交通費の負担も大きなものとなっている。

よって、本区議会は政府に対し、以上の現状を踏まえ、下記の事項を実施するよう強く求めるものである。

記

- 1 S Dの実態調査を実施するとともに、医療機関や学校関係者に病気の周知を行い、社会的認知度を高めること
 - 2 患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること
 - 3 ボツリヌストキシン注射が受けやすいよう、財政的な支援を含めた検討を行うこと
 - 4 遠隔地やへき地でも十分なS Dの治療が受けられるよう、環境の整備をすること
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。